平成１０年那審第３２号
交通船アミュー号遭難事件

言渡年月日　平成１１年２月２３日
審　判　庁　門司地方海難審判庁那覇支部（井上　卓、東　晴二、小金沢重充）
理　事　官　寺戸和夫

損　　害
船外機が濡損

原　　因
船外機の取扱い方についての調査不十分

主　　文
　本件遭難は、船外機の取扱い方についての調査が十分でなかったことによって発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　由
　（事　実）
船舶の要目
船 種 船 名　交通船アミュー号
登　録　長　４．００メートル
全　　長　４．４５メートル
幅　　１．４０メートル
深　　さ　０．５９メートル
機関の種類　４サイクル２シリンダ・電気点火機関
出　　力　１１キロワット
回　転　数　毎分６，２００

受　審　人　Ａ
職　　名　アミュー号船長
海 技 免 状　四級小型船舶操縦士

事件発生の年月日時刻及び場所
平成１０年４月５日１９時００分

沖縄県八重山列島石垣島川平（かびら）の底地（すくじ）ビーチ沖合

事実の経過

アミュー号は、平成５年５月に竣工したＦＲＰ製プレジャーボートで、当初から船外機が装備されていたが、同８年５月Ｒ株式会社が製造した船外機に換装された。

換装された船外機は、非常停止スイッチが備えられていて、無人操縦による暴走防止として、操縦者の身体にカールコードの一端を取り付け、同コードの他端に付けられたプラスチック製のクリップを同スイッチに取り付け、操縦者が落水などしたときには、クリップが外れて、同スイッチが作動するようになっており、船内に格納された工具箱にはクリップの予備が入れられていた。

Ａ受審人は、平成１０年４月５日友人とその家族計１１人と潮干狩りを行う目的で、アミュー号を知人から借り受けたが、以前、同船を借用したときとは異なる船外機が備えてあり、使用したことのない機種の船外機であることを認めたが、発停方法は同じであるから大丈夫と思い、船舶所有者から聞くなり、取扱説明書を読むなりして船外機の取扱い方について調査しなかったので、同機の非常停止スイッチ及び同スイッチに取り付けられたクリップがあることを知らないままであった。

こうしてＡ受審人は、船長として乗り組み、同日昼過ぎ友人及びその家族を２ないし３人ずつに分けて、八重山列島石垣島底地ビーチの石垣シーサイドホテル地先の海岸から、石垣御神埼灯台から０５６度（真方位、以下同じ。）１．７海里の地点の浅瀬に運んだ。

Ａ受審人は、自分も友人等とともに潮干狩りを楽しんだのち、同様にして底地ビーチに友人等を送ることにし、同日１８時ごろから６人を２回に分けて運んだあと、３回目の搬送を行うため同浅瀬に戻り、船外機を停止し、友人２人を乗り込ませたとき、１人の手、足など身体の一部がカールコードに触れるなどして、クリップが非常停止スイッチから外れたが、このことに気付かなかった。

２人の乗船を確認したＡ受審人は、主機を始動しようと何度も始動ボタンを押すなどしたが始動できず、非常停止スイッチが作動していることに気付かず、１９時００分前示地点で、航行不能と判断し、４回目に運ぶ予定で、浅瀬に残していた３人を含めた合計６人が船体につかまってアミュー号を押しながら泳ぎ、近くの岸に向かう事態となった。

当時、天候は晴で風力２の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期で、海面は穏やかであった。

アミュー号は、６人がつかまって乾舷が低くなった状態で押されるうち、ガンネルを越えて海水が浸入するようになり、間もなく浸水が著しくなって進まなくなった。

Ａ受審人及び友人５人はアミュー号を放置し、２０時ごろ岸に泳ぎ着き、海岸沿いに歩いて出発地にあるホテルに戻った。

アミュー号は、先に戻っていた友人がＡ受審人等６人と同船を捜索するため手配した他のプレジャーボートによって、転覆した状態で発見され、回収された。

遭難の結果、アミュー号は船外機が濡損を生じ、後日修理された。

（原　因）

本件遭難は、船外機の取扱い方についての調査不十分で、無人操縦による暴走防止として非常停止スイッチに取り付けられたクリップが、乗船者の身体の一部が触れるなどして外れ、同スイッチが作動した状態になり、同機の始動ができなかったことによって発生したものである。

（受審人の所為）

Ａ受審人は、知人からアミュー号を借用した場合、使用したことのない機種の船外機が同船に備えられていたのだから、知人から取扱い方を聞くなり、取扱説明書を読むなりして、船外機の取扱い方について調査すべき注意義務があった。しかるに同受審人は、発停方法は同じであるから大丈夫と思い、船外機の取扱い方について調査しなかった職務上の過失により、沖合の浅瀬で、無人操縦による暴走防止として非常停止スイッチに取り付けられたクリップが、乗船者の身体の一部が触れるなどして外れて非常停止スイッチが作動したままになっていることに気付くことができず、航行不能と判断し、同受審人及び５人の友人が泳いでアミュー号を押して岸に向かう事態を招き、浸水により船外機に濡損を生じさせるに至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。